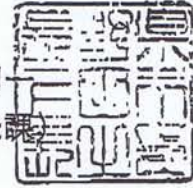


平成21年10月9日

医療機関の長 殿

上田市長 母袋創
(健康福祉部福祉課)



福祉医療費資金貸付制度について (お願い)

秋冷の候、皆様方にはますます御清祥のことと拝察申しあげます。

日ごろは、福祉行政に多大なる御協力を賜り深く感謝申しあげます。

さて、上田市では長野県の制度に準じて、福祉医療給付事業を実施しておりますが、県の制度に規定されており、また、他のほとんど全ての市町村で実施している「福祉医療費貸付事業」については、今まで実施しておりませんでした。

しかしながら、上田市においても平成21年10月1日から「福祉医療費資金貸付制度」を創設しましたので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

制度の概要・実施フローについては<別紙1>「福祉医療費資金貸付制度」のとおりであり、県の制度に従い運用してまいります。

また、具体的な実施概要については、<別紙2>「上田市福祉医療費資金貸付制度の実施概要」に沿って実施します。

そして、貸付対象者に交付する「福祉医療費資金貸付認定証」の見本は<別添びわ色…B6大>のとおりです。

なお、新たな制度でありますので、予め受診されると思われる医療機関等(対象者が受診を希望する所)には、福祉課から事前に連絡・説明を行いますので、ご協力をお願いします。

今後とも、福祉医療給付事業について御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

36-8601

：田市大手一丁目11番16号

：田市 福祉課 医療給付係

☎ 0268-22-4100(内1609)

☎ 0268-24-9423

✉ mail:fukusi@city.ueda.nagano.jp

福祉医療費資金貸付制度について

窓口での支払いが困難で真に救済が必要な受給者に対し、現状で対応できる方法として、貸付制度の活用が考えられる。

貸付制度の概要

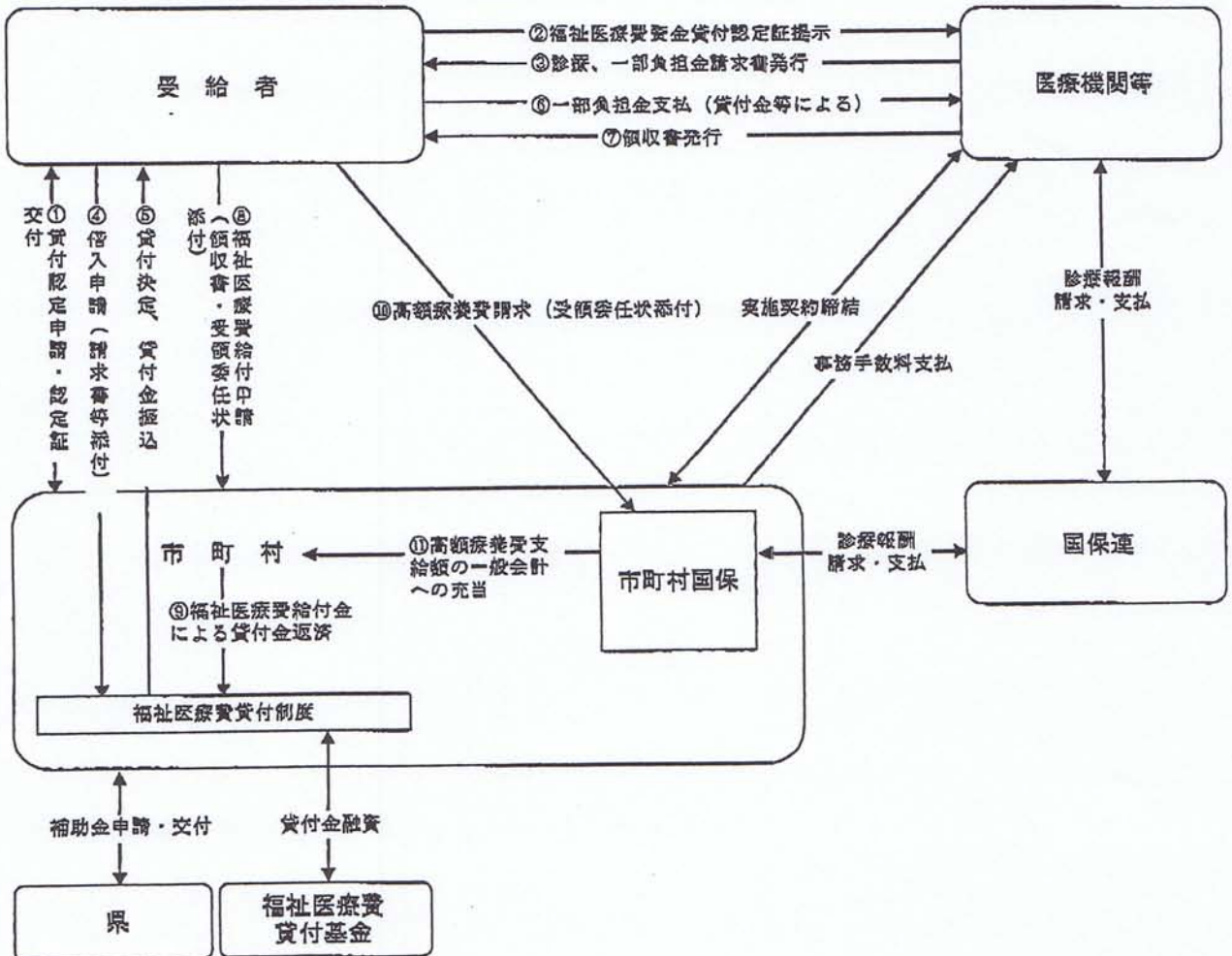
(1) 手続き

- 市町村へ申請し貸付認定を受ける
- 医療機関で受診し請求書もらう
 - 市町村へ借入申込みし、貸付を受ける
 - 受給者が医療機関へ医療費を払う
 - 領収書もらい市町村へ福祉医療の給付申請をする
 - 市町村は、福祉医療費から貸付金へ返済する

(2) 貸付条件

- 市町村により異なる
- ・ 所得制限（市町村民税非課税世帯など）
 - ・ 市町村税の納税証明（税の滞納がないなど）
 - ・ 市町村長が特別な事情があると認めた場合は可 など

<参考> 福祉医療費給付事業実施フロー図 貸付制度利用（市町村国保加入者の例）



⑩は、高額療養費の支給がある場合のみ

※福祉医療費貸付制度の利用に係るものについて、県の補助金交付要綱では受給者負担金を徴しない規定している

別紙2 上田市福祉医療費資金貸付制度の概要

1 福祉医療費資金貸付制度について

福祉医療費資金貸付制度は、一定の要件の該当者について認定し、貸付制度専用の受給者証が交付されます。医療機関受診時にその受給者証を提示しますと医療機関より請求書が発行されるので、それに基づき福祉医療給付額を貸付をし、医療機関での支払後に給付する福祉医療費を貸付返済に充てる制度となっています。

貸付制度を導入することにより自己資金がなくても福祉医療費分は清算されていくので、残りの保険対象外のものだけの支払をすれば良いので、支払の負担がかなり軽減されます。

また、県の基準（市町村民税非課税世帯）貸付制度を導入することにより、受益者負担金が免除されることから、10月から引き上げられる額につきましても更に負担軽減となります。

2 貸付対象者

福祉医療費受給者であり市町村民税非課税の方を対象に、医療機関への支払いが困難な方に対して資金の貸付を行う。対象者には、福祉課から貸付専用のびわ色の認定証を交付します。

3 医療機関窓口

貸付対象者は、医療機関等窓口で「認定証」の提示をしますので、医療機関等では、受診の都度請求書を発行して、受診者に渡してくださるようお願いします。（対象者が受診を予定する医療機関等には、福祉課の担当から事前に連絡・説明をいたします。）

4 貸付け手続き

貸付対象者は、1か月分の請求書をまとめて市へ持参し、貸付け申請手続きを行い、市は福祉医療給付金と同額を貸付けしますので、貸付対象者は貸付金により直接医療機関の窓口で支払うこととなります。（受診月の翌月の月末までに支払うこととなります。）

5 返済

貸付対象者は、医療機関等の領収書により福祉医療支給申請書の提出をし、福祉医療費給付金により貸付金との相殺返済とする。

6 福祉医療費のレセプト

貸付に関する医療費については、レセプトの処理は不要です。

7 医療機関への手数料

福祉医療費と同様に、1レセプトあたり195円を直接医療機関へお支払いします。（事務委託契約書のとおり。）

8 貸付金が医療機関に支払われない場合等の対応

請求書が発行された部分に係る医療費については、受給者が借入申請を行わない場合や借入金を他の用途に使用してしまった場合など、期日までに医療機関等に請求額が支払われないことがあった場合は、市が貸付対象者を指導しますが、最終的に支払いがなされない場合は、請求額を貸付対象者に代わって市が支払うこととなります。

9 施行日

平成21年10月受診分から適用します。

10 貸付開始について

貸付対象者は、貸付を受ける前月に認定の手続きをおこないますの、月の途中での適用等はありません。また、遡っての適用もありません。

福祉医療費資金貸付認定証										
市町村番号	事業番号									
受給者番号										
受給者	居住地	長野県								
氏名										
生年月日	年	月	日	男	女					
有効期間	年	月	日から	年	月	日まで				
摘要										
発行機関名及び印	長野県									
交付年月日	年	月	日							

児童の貸付

貸児

障害者の貸付

貸障

母子の貸付

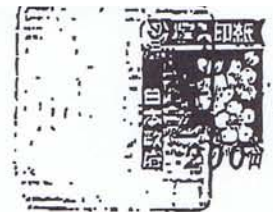
貸母

父子の貸付

貸父

高齢者の貸付

貸老



福祉医療費給付事業事務委託契約書

上田市長 母袋創一（以下「甲」という。）と社団法人長野県医師会長 大西 雄太郎（以下「乙」という。）とは、甲が実施する福祉医療費給付事業（以下「給付事業」という。）に伴う事務について、次のとおり契約を締結する。

（事務）

第1条 乙の会員である医師が開設又は管理する医療機関（乙に給付事業の実施に関する契約締結の権限を委任したものを含む。以下「医療機関」という。）が、給付事業に係る診療を行ったときは、次の事務を行うものとする。

- (1) 甲が発行する福祉医療費受給者証による受給者の確認
- (2) 福祉医療費給付事業総括表に福祉医療費の給付に必要な書類を添付し、診療月の翌月15日までに、甲から給付事業に係る審査集計事務の委託を受けた長野県国民健康保険団体連合会へ提出する。
- (3) 医療費貸付制度利用者に対して、甲が発行する福祉医療費資金貸付認定証を確認のうえ、福祉医療費の給付に必要な内容が記載されている請求書を交付する。

（事務手数料）

第2条 甲は、医療機関に対し、前条に規定する事務に要する経費として、1レセプトにつき195円（消費税含む。）の事務手数料を医療機関の指定する預金口座等に支払うものとする。

（支払い）

第3条 前条に規定する事務手数料の支払いの期限は、平成20年4月末日までとする。ただし、第4条の規定により契約期間を延長したときの当該契約期間の事務手数料の支払期限は、当該契約期間の満了の日以降最初の4月末日までとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の前3ヵ月までに、甲・乙いずれか一方から異議の申し出がないときは、本契約は向こう1年延長したものとみなす。以後、期間満了のときも同様とする。

（疑義の解決方法）

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項は、甲・乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年4月1日

甲 上田市長 母袋 創一



乙 長野市若里七丁目1番5号
社団法人長野県医師会
会長 大西 雄太郎

